

新潟医療福祉大学学則(案)

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法に基づき、広く保健・医療・福祉に関する専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高潔な倫理性を涵養し、保健・医療・福祉に関する指導的人材の養成を目指し、もって学術文化の発展に寄与し、人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は新潟医療福祉大学と称する。

(所在地)

第3条 本学は新潟県新潟市北区島見町1398番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本学は、その教育研究の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価の結果については本学の職員以外の者による検証を行う。

3 前2項の点検および評価並びに検証に関する事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第5条 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知できる方法により、積極的に外部に対して情報を提供する。

第2節 組織

(学部)

第6条 本学に次の学部を置く。

リハビリテーション学部、医療技術学部、健康科学部、看護学部、社会福祉学部、医療経営管理学部

2 前項の各学部に置く学科およびその収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
リハビリテーション学部	理学療法学科	120人	—	480人
	作業療法学科	50人	—	200人
	言語聴覚学科	40人	—	160人
	義肢装具自立支援学科	40人	—	160人
	鍼灸健康学科	40人	—	160人
医療技術学部	臨床技術学科	100人	—	400人
	視機能科学科	50人	—	200人
	救急救命学科	55人	—	220人
	診療放射線学科	90人	—	360人
健康科学部	健康栄養学科	40人	—	160人
	健康スポーツ学科	250人	5人	1010人
看護学部	看護学科	107人	3人	434人
社会福祉学部	社会福祉学科	120人	5人	490人
	心理健康学科	80人	—	320人
医療経営管理学部	医療情報管理学科	80人	5人	330人

3 学部および学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表のとおりとする。

(大学院)

第6条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(研究所等)

第6条の3 本学に専門学術研究の振興および学内実習の実施等を目的とし、研究所等を置くことができる。

2 研究所等に関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第7条 本学に次の教職員を置く。

学長、副学長、研究科長、学部長、図書館長、専攻長、学科長、分野長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員

- 2 本学に名誉教授、客員教授、臨床教授および非常勤講師を置くことができる。
- 3 学長は、本学の校務についての最終決定権を有する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 職員組織に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、別に定める。

第4節 総務会および教授会

(総務会)

第9条 本学に、総務会を置く。

2 総務会は、全学的な重要事項についての審議機関であり、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長および法人を代表する職員をもって組織する。ただし、必要があるときは、その他の教職員を加えることができる。

3 総務会は、次に掲げる全学的な重要事項について審議する。

- (1) 教育研究環境の整備に関すること
- (2) 学則その他重要な規程の制定・改廃に関すること
- (3) 教育職員人事に関すること
- (4) 学生の定員に関すること
- (5) 学生の生活、身分に関する重要な事項について
- (6) 理事会が諮問する事項について
- (7) 学長が諮問する事項について
- (8) 教育研究に関する全学的な重要事項について
- (9) 各学部・学科間の調整事項について
- (10) その他大学運営に関する重要な事項について

4 その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第10条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、全学部の専任の教授をもって構成する。ただし、必要があるときは、その他の教職員を加えることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる重要事項について決定を行うに当たり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業に関すること
- (2) 学位の授与に関すること
- (3) 教育・研究の基本方針に関すること
- (4) 教育課程および履修方式に関すること
- (5) 学生の指導、賞罰および除籍に関すること

4 教授会は、第10条第3項に規定するもののほか、学長およびその他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議する。

5 教授会は、前項で審議した事項について、学長等の求めがあった場合、その結果を学長等に意見として述べることができる。

6 その他必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期および休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

- 第12条** 学年を次の2学期に分ける。
前学期 4月1日から9月30日まで
後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
 - (3) 本学の創立記念日 6月17日
 - (4) 夏季休業 7月22日から9月1日まで
 - (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月13日まで
 - (6) 春季休業 3月25日から4月7日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第15条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学、および再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入 学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が教育上支障がないと認めるときは学年の途中においても、学期の始めとすることができる。

2 転入学および再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料および別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 入学者の選考は学力試験、その他の方法によりこれを行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(3年次編入学)

第20条の2 第6条第2項に定める本学の3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学において、2年以上在学し、62単位以上の授業科目を修得した者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(4) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教諭養成所を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上であるものに限る)を修了した者

2 前項の規定による入学を志願する者に対する選考その他に関する事項については、別に定める。

(編入学・転入学・再入学)

第21条 前条に定めるもののほか、次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長は相当年次への入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者

(4) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等専門学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第21条の2 社会福祉学部社会福祉学科に係る社会福祉士及び介護福祉士法、および同法施行規則に定める介護福祉士養成課程については、第20条の2および第21条の規定は適用しない。

第3節 教育課程および履修方法等

(授業科目)

第22条 本学の授業科目の区分は、基礎教養科目群、教養科目群、保健医療福祉基礎科目群、専門基礎科目群、専門専攻科目群とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第23条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための研修および研究を行う。

2 前項の研修および研究は学長が主管し、適切な組織をもって行う。

3 研修および研究に関する詳細は、別に定める。

(単位計算方法・メディアを利用した授業)

第24条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間をもって1単位とする。

(3) 実験・実習および実技については、45時間をもって1単位とする。

(4) 教育上必要があるときは、講義については30時間の講義、演習については15時間の演習、実習については30時間の実習をもって1単位とすることができる。

(5) 卒業論文、卒業研究等の科目は単位を授与することが適切と認められる場合には、単位数を定めることができる。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験に関する規程は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第26条 卒業の要件として履修する科目について、学生が1年間に登録することができる単位数の上限は学科ごとに定め、教授会の議を経て学長が決定する。

2 前項の上限を定める際は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修することができるよう配慮するものとする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第27条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て学長は60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学等以外の教育施設における学修)

第28条 教育上有益と認めるときは、高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

(第1年次入学者の入学前の既修得単位等の認定)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により習得した単位を含む)を、教授会の議を経て学長は本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て学長は単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第30条 本学学生にして、第27条および第28条に定める本学以外の教育施設での授業科目の履修を希望する者は、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した科目および単位の取り扱い)

第31条 本学以外で修得した科目および単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

(成績)

第32条 授業科目の試験の成績は、A+・A・B・C・Dの5種の評語をもって表し、C以上を合格とする。

(その他)

第33条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数および履修方法等の詳細については、別に定める。

第4節 休学・転学・留学および退学

(休学)

第34条 疾病その他特別の理由により2ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第35条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転 部)

第37条 本学に学籍を有する者で、本学の他学部に転部を志望する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長が許可することがある。

2 その他必要な事項は、別に定める。

(転 科)

第38条 本学に学籍を有する者で、所属学部内の他学科へ転科を志望する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長が許可することがある。

2 その他必要な事項は、別に定める。

(留 学)

第39条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第14条に定める在学期間に含めることができる。

3 第27条に定める他大学における授業科目の履修等の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退 学)

第40条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第15条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第35条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5節 卒業および学位

(卒 業)

第42条 本学に在学すべき年数以上在学し以下に定める所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

リハビリテーション学部

理学療法学科

基礎教養科目群 7単位以上

保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 7単位以上

専門基礎科目群 42単位以上 専門専攻科目群 72単位以上

合計 128単位以上

作業療法学科

基礎教養科目群 7単位以上

保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 7単位以上

専門基礎科目群 38単位以上 専門専攻科目群 77単位以上

合計 129単位以上

言語聴覚学科

基礎教養科目群 7単位以上

保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 7単位以上

専門基礎科目群 46単位以上 専門専攻科目群 64単位以上

合計 124単位以上

義肢装具自立支援学科

基礎教養科目群 7単位以上

保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 7単位以上

専門基礎科目群 42単位以上 専門専攻科目群 73単位以上

合計 129単位以上

鍼灸健康学科

基礎教養科目群 6単位以上

保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 8単位以上

専門基礎科目群 44単位以上

専門専攻科目群 66単位以上

合計 124単位以上

医療技術学部

臨床技術学科

基礎教養科目群 6単位以上

保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 8単位以上

専門基礎科目群 38単位以上 専門専攻科目群 77単位以上

視機能科学科	合計 129 単位以上 基礎教養科目群 6 単位以上 保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 8 単位以上 専門基礎科目群 35 単位以上 専門専攻科目群 75 単位以上 合計 124 単位以上
救急救命学科	基礎教養科目群 6 単位以上 保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 8 単位以上 専門基礎科目群 43 単位以上 専門専攻科目群 69 単位以上 合計 126 単位以上
診療放射線学科	基礎教養科目群 6 単位以上 保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 8 単位以上 専門基礎科目群 37 単位以上 専門専攻科目群 77 単位以上 合計 128 単位以上
健康科学部	
健康栄養学科	基礎教養科目群 6 単位以上 保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 8 単位以上 専門基礎科目群 47 単位以上 専門専攻科目群 63 単位以上 合計 124 単位以上
健康スポーツ学科	基礎教養科目群 7 単位以上 保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 7 単位以上 専門基礎科目群 25 単位以上 専門専攻科目群および教職科目 86 単位以上 合計 125 単位以上
看護学部	
看護学科	基礎教養科目群 6 単位 保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 8 単位 専門基礎科目群 27 単位 専門専攻科目群 76 単位 上記の条件に加え、全ての科目群の選択科目から7 単位以上（上記保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群の卒業要件として履修した選択科目を除く。） 合計 124 単位以上
社会福祉学部	
社会福祉学科	基礎教養科目群 6 単位以上 保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 8 単位以上 専門基礎科目群 60 単位以上 専門専攻科目群 51 単位以上 合計 125 単位以上
心理健康学科	基礎教養科目群 10 単位以上 保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 14 単位以上 専門基礎科目群 42 単位以上 専門専攻科目群 62 単位以上 合計 128 単位以上
医療経営管理学部	
医療情報管理学科	基礎教養科目群 7 単位以上 保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 7 単位以上 専門基礎科目群 65 単位以上 専門専攻科目群 45 単位以上 合計 124 単位以上

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学 位)

第43条 卒業した者は、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

リハビリテーション学部 学士（理学療法学）、学士（作業療法学）、学士（言語聴覚学）、
 学士（義肢装具自立支援学）、学士（鍼灸健康学）

医療技術学部 学士（臨床技術学）、学士（視機能科学）、学士（救急救命学）

	学士（診療放射線学）
健康科学部	学士（健康栄養学）、学士（健康スポーツ学）
看護学部	学士（看護学）
社会福祉学部	学士（社会福祉学）、学士（心理学）
医療経営管理学部	学士（医療情報学）
（資格の取得）	

第44条 本学において取得することができる国家試験受験資格および免許の種類は、別表のとおりとする。

第6節 賞 罰

（表 彰）

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

（懲 戒）

第46条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - （1） 性行不良で改善の見込みがない者
 - （2） 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - （3） 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 厚生施設

（厚生施設）

第47条 本学に厚生施設を置く。

- 2 前項の厚生施設の運営等に関する規則は、別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生および外国人留学生

（研究生）

第48条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

（科目等履修生）

第49条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

（特別聴講学生）

第50条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、教授会の議を経て学長が特別聴講学生として入学を許可することができる。

（外国人留学生）

第51条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、第21条に掲げるもののほか、日本語科目および日本事情に関する科目を置くことができる。

（規 定）

第52条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生および外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第9節 検定料、入学金、授業料他

（検定料、入学金、授業料他）

第53条 検定料、入学金、および授業料の額は、別表のとおりとする。

- 2 次年度以降在学中はスライド制の適用により改訂することができる。スライド制を適用するときの変動率は原則として次のものを基準とする。

授業料については、人事院による「国家公務員の給与に関する勧告」によって示された国家公務員給与の対前年度アップ率に同じく定期昇給のアップ率分を加算したものによる。

施設設備金については消費者物価指数（総務省統計局全国総合）の対前年度アップ率による。

（授業料の納付）

第54条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

区分	納期
前期（4月から9月まで）	4月末日まで
後期（10月から翌年3月まで）	10月末日まで

（復学等の場合の授業料）

第55条 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

（学年の途中で卒業する場合の授業料）

第56条 学年の途中で卒業する見込みの者は卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

（退学および停学の場合の授業料）

第57条 前期又は後期中途で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

（休学の場合の授業料）

第58条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月（休学する日が月の初日からのときは、その月）から復学した月の前月までの授業料の3分の2を免除する。

（授業料の免除および徴収の猶予）

第59条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 授業料の免除および徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生および科目履修生等の授業料等）

第60条 研究生、科目等履修生および特別聴講学生の検定料および授業料については、別に定める。

（納付した授業料等）

第61条 納付した検定料、入学金および授業料は返還しない。

第10節 奨学制度

（奨学制度）

第62条 奨学のため、諸種制度を設けることができる。

2 制度に関する詳細は、総務会の議を経て理事会が定める。

第11節 公開講座

（公開講座）

第63条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第12節 施設利用

（施設利用）

第64条 本学の施設は、本学の学生および教職員が使用できる。ただし、一般市民に開放することもできる。

2 施設の使用、利用および管理に関する規程は、別に定める。

第3章 改正および細則

（改正）

第65条 本学則の改正は、総務会の議を経て学長が決定する。ただし、理事会に留保されている事項の改正は、総務会の議を経て理事会が決定する。

2 改正後の学則および規程等は、法令が定めるところにより個別の同意の如何にかかわらず効力を生じる。

3 本学則の改正は、総務会の議を経て学長が決定する。ただし、理事会に留保されている事項の改正は、総務会の議を経て理事会が決定する。

(学部細則その他)

第66条 各学部規程ほか、本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第32条、第42条、別表（第33条関係）および別表（第44条関係）については平成17年度以降の入学者に適用し、平成16年度以前の入学者については従前どおりとする。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項、第42条、第43条、別表（第33条関係）、別表（第44条）および別表（第53条）については平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者については従前どおりとする。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
2. 平成20年度以前に入学した者（以下「旧学則適用学生」という。）の教育課程および履修方法等並びに卒業の要件は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前項の場合において、旧学則適用学生が履修しようとする授業科目が当該年度に開講されないときは、当該学生は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修できるものとし、修得した単位は、改正前の学則に定める授業科目の単位とみなす。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. 平成21年度以前に入学した者（健康科学部に限る）の教育課程および履修方法等は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2. 平成23年度以前に入学した者（健康科学部看護学科, 社会福祉学部社会福祉学科に限る）の教育課程および履修方法は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. 平成25年度以前に入学した者の教育課程および履修方法等は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2. 平成27年度以前に入学した者(医療技術学部理学療法学科に限る)の教育課程および履修方法は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 平成26年度以降に入学した者(医療技術学部臨床技術学科に限る)の教育課程および履修方法は、この学則の改正後の学則の規定に従う。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 平成29年度以前に入学した者の教育課程および履修方法等は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 健康科学部看護学科の3年次編入学定員は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、平成31年度まで継続し実施する。

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2. 平成30年度以前に入学した者の教育課程および履修方法等は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
2. 平成31年度以前に入学した者の教育課程および履修方法等は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。
2. 令和2年度以前に入学した者(社会福祉学部社会福祉学科に限る)の教育課程および履修方法は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。
2. 令和3年度以前に入学した者の教育課程および履修方法は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。
2. 令和3年度以前に入学した者の教育課程(基礎教養科目群、保健医療福祉連携科目群に限る)はこの改正後の学則に従う。
3. 令和3年度以前に入学した者の履修方法等並びに卒業の要件は、この学則による改正後の学則の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

学部および学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

学部・学科	教育研究上の目的
リハビリテーション学部	リハビリテーション学部は、幅広い教養科目とリハビリテーションに関連する専門基礎科目や専門専攻科目を通して、リハビリテーションの基盤を形成する理学療法学、作業療法学、言語聴覚療法学および義肢装具自立支援学に関する知識・技能や、科学的思考力、医療従事者としての倫理観と責任感、および人間性を涵養する。さらに、様々な問題点を発見し、論理的に解決する力を養うとともに、変化する社会のニーズや科学の進歩に関心を持ち続け、生涯を通じて探求心を礎に自らを高めることができる精神を醸成する。これにより、保健・医療・福祉を主とした多職種間で調和のとれたコミュニケーションを図ることができる「優れたQOLサポーター」を育成する。
理学療法学科	理学療法学科は、時代が求める「優れたQOLサポーター」の一翼を担う理学療法士を育成し、社会に貢献することを使命としている。医療、福祉、健康・スポーツなどの領域で高い倫理観、向上心、探求心をもって臨床・研究活動に貢献し、それぞれの領域にて中心的・指導的な役割を果たし、対象者の問題解決に寄与できる人材の育成を図る。さらに、学内外の実習や国際交流等様々な活動を通してこれらの態度、意欲を涵養し、実践的行動力を醸成する。
作業療法学科	作業療法学科は、作業療法士に必要な幅広い教養と専門的知識・技能を有し、作業の意味や価値を人間の生活、心身機能、文化・社会と結びつけて総合的に解釈することにより作業が健康に及ぼす影響を論理的に考察できる能力を育成する。また、医療専門職として人間の尊厳を尊重できる豊かな人間性をもって対象者と良好な関係性を構築し、多職種との連携を深めることができる素養を育む。さらに、生涯を通じて科学や社会の発展に関心を持ち続け、作業療法を主体的に探求しようとする使命感や責任感を涵養する。
言語聴覚学科	言語聴覚学科は、言語聴覚障害ならびに摂食嚥下障害のある人を取りまく諸問題を解決するために必要な幅広い教養と専門知識・技能を有する言語聴覚士を育成する。科学的な評価と分析的観察から得られた情報を総合的に解釈し、他の職種との連携を通して適切に判断し行動できる能力を涵養する。また、言語聴覚障害学とその関連領域の進歩に関心を持ち自己研鑽を続ける意欲を有し、社会に貢献できる「優れたQOLサポーター」としての人材を養成する。
義肢装具自立支援学科	義肢装具自立支援学科は、義肢装具士に必要な幅広い教養と専門的知識・技能を習得し、義肢装具と福祉用具・機器の役割や必要性を対象者の心身の状態、生活と社会の環境に基づいて解釈し、対象者のQOLに及ぼす影響を論理的に考察でき、具体的に説明できる能力と基本的な製作・調整・適合ができる技術を育成する。さらに、義肢装具と福祉用具・機器の発展に関心を持ち続け、探究心と自己研鑽によって社会貢献し続ける使命感と責任感を涵養する。
鍼灸健康学科	鍼灸健康学科は、現代医学の知識を修得し、実習を通じて鍼灸の技術を身に付け、病院、福祉、スポーツ、美容などの医療と健康分野で他の従事者と調和を持って活躍できる優れた鍼師・灸師を育成する。また、鍼灸治療の適否を的確に判断し、適切な対応をとるとともに治療効果を適切な指標を用いて評価し、客観的なデータで記録できる高い倫理観と豊かな感性を有した臨床的、実証的、理論的、体系的思考力を修得した鍼灸医学の科学的解明に貢献できる人材を育成する。さらに、疾患の治療や症状の緩和を目指すだけでなく、疾患・障害の予防やアンチエイジングなど人々が健康に生活できる心身の健全な状態を維持、獲得するための鍼灸の知恵と技術を生かせる人材を育成する。
医療技術学部	医療技術学部は、多くの学問領域から構成されている特徴を生かした連携教育や工夫されたカリキュラムなどを通して、科学的思考力とともに専門的な知識・技術、幅広い教養を育み、高い倫理観や豊かな人間性を養うとともに、変化する社会のニーズや科学の進歩に関心を持ち続け、生涯を通じて探求心を礎に自らを高めることができるよう支援する。これにより、保健・医療・福祉を主とした多職種間で調和のとれたコミュニケーションを図ることができる「優れたQOLサポーター」を育成する。
臨床技術学科	臨床技術学科は、臨床工学技士と臨床検査技師の二つの国家資格を有し、これまでより踏み込んだ形で幅広い医療業務に携わり、時代とともに進歩する先端医療にも対応しうる臨床技術者を育成する。この実現には、保健・医療・福祉に強い関心を持続させ、修得した確かな知識・技能をもとに論理的な思考や記述ができ、コミュニケーションを重視して、同僚および他の専門職との連携医療を担える能力を育成する。
視機能科学科	視機能科学科は、視能訓練士に必要とされる視覚機能に関する高度な専門知識・技術を習得し、視覚機能に関し論理的に思考し、科学的根拠に基づいた確かな判断ができる能力を育む。生涯を通じて専門分野の動向、社会情勢に関心を持ち続け、医療の進歩に貢献できるよう自己を高める意欲を培う。さらに、深い学識および豊かな人間性を育み、関連職種との円滑な連携が構築できる人材の育成を図る。

救急救命学科	救急救命学科は、病院前救急救命医療に係る専門的知識・技能を基盤とした科学的考察に基づく総合的な問題解決能力を有する救急救命士を育成する。救急救命士として、健全な人間性と倫理観、強い使命感と奉仕の精神をもち、他の専門職と協働して病院前救急救命医療および災害・防災の分野で地域社会における住民の保健に貢献できる人材を養成する。
診療放射線学科	診療放射線学科は、診療放射線技師に必要とされる高度な専門知識と技術を習得し、常に進歩する診療放射線技術や医療技術に対応しうる能力を育成する。また、チーム医療の一翼を担う医療専門職として、健全な人間性と倫理観、常に専門性を追求する意欲をもち、他の専門職と協働して地域医療や救急医療に貢献する能力を涵養する。さらに、医療サービス対象者と良好な関係を構築するためのコミュニケーション力、論理的思考力、判断力を身に付け、科学的考察に基づく総合的な問題解決能力を有する人材を養成する。
健康科学部	健康科学部は、幅広い教養と豊かな人間性を育み、専門分野の深い理解をもとに健康課題についての的確な判断力と問題解決能力を醸成する。また、高い技能とコミュニケーション能力とともに、専門的職業人としての使命感と責任感を培い、社会や科学の発展に関心をもち、生涯を通じて探求心を礎に主体的に学習する人材を育成する。これらにより、人の健康づくりを担う「優れたQOLサポーター」の育成を目指す。
健康栄養学科	健康栄養学科は、健康の保持・増進、疾病の治療・重症化予防、虚弱・介護予防等の対象者に、医療行為である栄養の指導（生体機能に影響を及ぼす食事の内容・タイミング・回数、栄養補給法等を調節し、対象者の栄養代謝や身体機能を制御する）を科学的根拠に基づいて実施できる高度な能力と思いやりの心を有する管理栄養士・栄養士を育成する。さらに、研究心および職業倫理を涵養し、公衆衛生の向上に寄与できる人材の育成を目指す。
健康スポーツ学科	健康スポーツ学科は、スポーツ・運動を通して幅広い教養と専門的知識・技能を習得し、健康やスポーツの意義や価値を人間の生活、心身機能、文化・社会と結びつけて理解し、スポーツ科学や健康科学を論理的に思考でき、かつ基本的なスポーツや健康づくりを指導できる実践的能力を育成する。さらに、生涯を通じて科学や社会の発展に関心をもち続け、スポーツ・運動そして健康に主体的に関わり探求しようとする使命感や責任感を涵養する。
看護学部	看護学部は、人の多様な価値観を尊重し、人権擁護に基づく行動がとれる倫理的能力や看護者として必要な幅広い教養と豊かな人間性を培い、専門的知識と方法論を用いて課題を解決していくための判断力と問題解決能力を育成する。さらに、保健医療福祉における看護の役割を果たし、連携医療を担える能力を育成するとともに、看護の動向や社会の変化に関心をもち続け、地域・国際社会におけるヒューマンケアリングに基づいた看護を探究しようとする使命感と責任感を涵養する。
看護学科	
社会福祉学部	社会福祉学部は、福祉社会の構築に必要な専門的知識と人間を理解するための幅広い教養、専門的知識に根ざした思考力と判断力を養成する。また、福祉社会の構成要素の動向に関心をもち、福祉増進のための課題をとらえる意欲と、人間の多様な生き方や個性、自己表現の方法を多角的に理解し、人権と人格を尊重する態度を涵養する。さらに、社会福祉専門職としての問題解決能力と、対象となる個人や集団と良好な関係を築き、同僚や関連職種・機関と連携できる能力を育成する。
社会福祉学科	社会福祉学科は、福祉社会の構築に必要な専門的知識と人間を理解するための幅広い教養、専門的知識に根ざした思考力と判断力を養成する。また、福祉社会の構成要素の動向に関心をもち、福祉増進のための課題をとらえる意欲と、人間の多様な生き方や個性、自己表現の方法を多角的に理解し、人権と人格を尊重する態度を涵養する。さらに、社会福祉専門職としての問題解決能力と、対象となる個人や集団と良好な関係を築き、同僚や関連職種・機関と連携できる能力を育成する。
心理健康学科	心理健康学科は、心理学及び心身の健康に関する専門的知識と人間を理解するための幅広い教養、専門的知識を用いて課題を発見し、解決する思考力と判断力を養成する。また、人間と社会の諸問題にたえず関心を寄せ、あくなき探求心と豊かな共感力を有し、積極的なリーダーシップと行動力で、問題解決に取り組むことができる態度を涵養する。さらに、豊かな人間性と倫理観を有し、人類と社会の調和的発展とウェルビーイングに貢献できる能力を育成する。
医療経営管理学部	医療経営管理学部は、医療・経営・情報に関する専門的知識を有し、医療情報管理分野の専門的知識に根ざした思考力・判断力を涵養する。また、社会の変化、医療情報技術の進歩に関心をもち続け生涯を通じて主体的に学び続ける姿勢を養成する。さらに、社会人の一員として、専門的職業人として、礼節・使命感・責任感をもち対象者・同僚・関連職種と良好なコミュニケーションがとれる能力と問題解決能力を有する「優れたQOLサポーター」を育成する。
医療情報管理学科	

別表（第44条関係）

取得することができる国家試験受験資格および免許・資格の種類

学部	学科	免許・資格
リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法士国家試験受験資格
	作業療法学科	作業療法士国家試験受験資格
	言語聴覚学科	言語聴覚士国家試験受験資格
	義肢装具自立支援学科	義肢装具士国家試験受験資格
	鍼灸健康学科	はり師国家試験受験資格 きゅう師国家試験受験資格
医療技術学部	臨床技術学科	臨床工学技士国家試験受験資格 臨床検査技師国家試験受験資格
	視機能科学科	視能訓練士国家試験受験資格
	救急救命学科	救急救命士国家試験受験資格
	診療放射線学科	診療放射線技師国家試験受験資格
健康科学部	健康栄養学科	栄養士免許 管理栄養士国家試験受験資格 栄養教諭一種免許
	健康スポーツ学科	中学校教諭一種免許（保健体育） 高等学校教諭一種免許（保健体育）
看護学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 助産師国家試験受験資格 養護教諭一種免許
社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格 精神保健福祉士国家試験受験資格 介護福祉士国家試験受験資格
	心理健康学科	公認心理師国家試験受験資格

- 1 理学療法士国家試験受験資格、作業療法士国家試験受験資格を得ようとする者は、理学療法士および作業療法士法並びに同法施行令および理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定める単位を修得しなければならない。
- 2 言語聴覚士国家試験受験資格を得ようとする者は、言語聴覚士法および言語聴覚士学校養成所指定規則に定める単位を修得しなければならない。
- 3 栄養士の免許証を得ようとする者は、栄養士法並びに同法施行令および同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 4 管理栄養士国家試験受験資格を得ようとする者は、栄養士法並びに同法施行令および管理栄養士学校指定規則に定める単位を修得しなければならない。
- 5 社会福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、社会福祉士および介護福祉士法並びに同法施行令および文部科学大臣・厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目および単位を修得しなければならない。
- 6 精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士法並びに同法施行規則

- および厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健および福祉に関する科目および単位を修得しなければならない。
- 7 栄養教諭一種免許、養護教諭一種免許、中学校教諭一種免許および高等学校教諭一種免許を得ようとする者は、教育職員免許法および同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
 - 8 看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格および助産師国家試験受験資格を得ようとする者は、保健師助産師看護師法並びに同法施行令および保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める単位を修得しなければならない。
 - 9 介護福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、社会福祉士および介護福祉士法並びに同法施行規則および社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める単位を修得しなければならない。
 - 10 義肢装具士国家試験受験資格を得ようとする者は、義肢装具士法並びに同法施行規則および義肢装具士学校養成所指定規則に定める単位を修得しなければならない。
 - 11 臨床工学技士国家試験受験資格を得ようとする者は、厚生労働大臣が指定する科目および単位を修得しなければならない。
 - 12 臨床検査技師国家試験受験資格を得ようとする者は、臨床検査技師等に関する法律第2条に規定する検査（生理学的検査を除く）に関する科目で厚生労働大臣が指定する科目および単位を修得しなければならない。
 - 13 視能訓練士国家試験受験資格を得ようとする者は、視能訓練士法並びに同法施行規則および視能訓練士学校養成所指定規則に定める単位を修得しなければならない。
 - 14 救急救命士国家試験受験資格を得ようとする者は、厚生労働大臣が指定する科目および単位を修得しなければならない。
 - 15 診療放射線技師国家試験受験資格を得ようとする者は、診療放射線技師法並びに同法施行令および診療放射線技師学校養成所指定規則に定める単位を修得しなければならない。
 - 16 はり師国家試験受験資格、きゅう師国家試験受験資格を得ようとする者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律並びに同法律施行規則およびあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則に定める単位を修得しなければならない。
 - 17 公認心理師国家試験受験資格を得ようとする者は、文部科学大臣および厚生労働大臣指定の科目を修得し卒業後、養成課程のある大学院等を修了しなければならない。

別表（第53条関係）

検定料、入学金および授業料

リハビリテーション学部

	理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科 義肢装具自立支援学科 鍼灸健康学科
入学検定料	35,000 円
入学金	350,000 円
授業料	1,000,000 円
施設設備金	350,000 円
実験実習料	150,000 円

医療技術学部

	臨床技術学科 視機能科学科 救急救命学科	診療放射線学科
入学検定料	35,000 円	35,000 円
入学金	350,000 円	300,000 円
授業料	1,000,000 円	1,100,000 円
施設設備金	350,000 円	400,000 円
実験実習料	150,000 円	150,000 円

健康科学部

	健康栄養学科	健康スポーツ学科
入学検定料	35,000 円	35,000 円
入学金	350,000 円	250,000 円
授業料	1,000,000 円	850,000 円
施設設備金	350,000 円	350,000 円
実験実習料	150,000 円	50,000 円

看護学部

	看護学科
入学検定料	35,000 円
入学金	300,000 円
授業料	1,100,000 円
施設設備金	300,000 円

実験実習料	250,000 円
-------	-----------

社会福祉学部

	社会福祉学科 心理健康学科
入学検定料	35,000 円
入学金	250,000 円
授業料	830,000 円
施設設備金	280,000 円
実験実習料	40,000 円

医療経営管理学部

	医療情報管理学科
入学検定料	35,000 円
入学金	280,000 円
授業料	800,000 円
施設設備金	200,000 円
実験実習料	50,000 円

ただし、大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料は、20,000 円とする。

社会福祉学部 心理健康学科

授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
基礎教養科目群	基礎ゼミ	1	1		Iを履修していること
	情報処理 I	1	1		
	情報処理 II	1	1		
	情報処理 III	2		1	
	英語 I	1	1		
	英語 II	1	1		
	アカデミック英語 I	2・3・4		1	
	アカデミック英語 II	2・3・4		1	
	アカデミック英語 III	2・3・4		1	
	韓国語 I	1・2		1	
	中国語 I	1・2		1	
	スペイン語 I	1・2		1	
	ドイツ語 I	1・2		1	
	韓国語 II	2・3		1	
	中国語 II	2・3		1	
	スペイン語 II	2・3		1	
	ドイツ語 II	2・3		1	
	日本語表現法 I	1		1	
	日本語表現法 II	1		1	
	スポーツ・健康	1	1		
	スポーツ・実践	2・3・4		1	
	哲学	1		1	
	倫理学	1		1	
	ジェンダー論	1		1	
	科学論	1		1	
	情報科学	1		1	
	研究プロジェクト演習 I	1		1	
	研究プロジェクト演習 II	2		1	
	研究プロジェクト演習 III	2		1	
	研究プロジェクト演習 IV	3		1	
研究プロジェクト演習 V	3		1		
研究プロジェクト演習 VI	4		1		
小計		6	26	0	卒業要件：10単位以上
保健医療福祉教養科目群	ボランティアの世界	1	1		
	コミュニケーション学入門	1	1		
	対人コミュニケーション論	1	1		
	心理学の世界	1	1		
	人間を知る	1	1		
	命の倫理	1	1		
	QOLの世界	1	1		
	こどもの世界	1	1		
	アスリートの世界	1	1		
	臨床医の世界	1	1		
	加齢と身体	1	1		
	食を楽しむ	1	1		
	眼の神秘	1	1		
	義肢装具の世界	1	1		
	新潟学	1	1		
	国際保健の世界	1	1		
	国民の生活と健康を支える仕組み	1	1		
	現代社会と経済	1	1		
	法学 I	1	1		
	法学 II	1	1		
	臨床の哲学	1	1		
	臨床技術の世界	1	1		
	留学の魅力	1	1		
	シティズンシップ教育入門	1	1		
	放射線の基礎と人体への影響	1	1		
	新潟水俣病の理解	1	1		
	統計入門	1	1		
	一次救命処置法	1	1		
	東洋医学的養生	1	1		
	自然人類学概論	1	1		
データサイエンス概論	1	1			
比較認知科学の世界	1	1			
アカデミック・ライティング	1	1			
小計		0	33	0	
連携科目群	連携基礎ゼミ	2	1		2科目以上選択
	チームアプローチ入門	1	1		
	保健医療福祉連携学	2・3		1	
	地域連携学	3		1	
	連携総合ゼミ	3・4		1	
	社会連携実践演習 I	1・2・3・4		1	
	社会連携実践演習 II	1・2・3・4		1	
小計		1	6	0	卒業要件：14単位以上

社会福祉学部 心理健康学科 (つづき)

	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門基礎科目群	心理学概論Ⅰ	1	2			
	心理学概論Ⅱ	1	2			
	臨床心理学概論	2		2		
	運動心理学概論	1		2		
	心理学研究法Ⅰ	1		2		
	心理学研究法Ⅱ	2		2		
	心理学統計法Ⅰ	1		2		
	心理学統計法Ⅱ	2		2		
	心理学基礎実験	2	2			
	心理学実験	3	2			
	比較認知科学	1		2		
	記憶の科学	3		2		
	ストレスと脳	1		2		
	脳とこころ	1		2		
	心理プログラミング	3		2		
	精神医学	2		2		
	メンタルトレーニング	2		2		
	スポーツ心理臨床	2		2		
	コーチングの心理	3		2		
	スポーツ心理学	2		2		
	競技スポーツの心理学	3		2		
	スポーツカウンセリング	2		2		
	アダプテッドスポーツ論	2		2		
	社会福祉概論	1		2		
	精神保健学	2		2		
	介護概論	3		2		
	高齢者福祉論Ⅰ	2		2		
	高齢者福祉論Ⅱ	2		2		
	児童家庭福祉論Ⅰ	3		2		
	児童家庭福祉論Ⅱ	3		2		
	障害者福祉論Ⅰ	3		2		
	障害者福祉論Ⅱ	3		2		
	小計	—	8	56		

社会福祉学部 心理健康学科 (つづき)

	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門 専攻 科目 目 群	感覚・知覚心理学	2		2		
	認知・言語心理学	2		2		
	学習心理学	3		2		
	感情・人格心理学	2		2		
	神経心理学	2		2		
	進化・生理心理学	3		2		
	発達心理学	2		2		
	教育・学校心理学	3		2		
	青年心理学	3		2		
	健康・医療心理学	2		2		
	福祉・家族心理学	2		2		
	障害心理学	3		2		
	社会心理学	2		2		
	集団心理学	2		2		
	産業・組織心理学	3		2		
	心理的アセスメント	2		2		
	心理学的支援法	2		2		
	司法・犯罪心理学	3		2		
	人体の構造と機能及び疾病	3		2		
	精神疾患とその治療	2		2		
	関係行政論	3		2		
	公認心理師の職責	3		2		
	認知脳科学概論	3		2		
	神経生理学	3		2		
	生態心理学	3		2		
	心理療法各論A(認知行動療法)	2		2		
	心理療法各論B(力動的心理療法)	3		2		
	心理療法各論C(自然体験療法)	3		2		
	司法精神医療	3		2		
	ブリーフ・セラピー	3		2		
	プロセスワーク	2		2		
	教育相談論	3		2		
	学校臨床心理学	3		2		
	精神分析学	2		2		
	発達と障害児の心理	2		2		
	健康・医療におけるコミュニケーション論	2		2		
	運動学習論	3		2		
	健康運動心理学	2		2		
	ダンス・セラピー	3		2		
	ボディワーク	2		1		
	キャンプ・カウンセリング	2		1		
	心理健康科学特別講義A	2・3・4		1		
	心理健康科学特別講義B	2・3・4		1		
	心理健康科学特別講義C	2・3・4		1		
	心理演習	3		1		
心理実習 I	4		1			
心理実習 II	4		1			
インターンシップ実習	3		1			
心理健康基礎ゼミ	2	1				
専門ゼミ I	3	1				
専門ゼミ II	3	1				
卒業研究A	4	3				
卒業研究B	4	3				
	小計	—	9	87	0	卒業要件：6.2単位以上
	合計	—	24	208	0	卒業要件：4年以上在学し、かつ 12.8単位以上取得

変更事項を記載した書類

変更の事由	変更点
<p>1. 社会福祉学部心理健康学科を新設するため。</p>	<p>1. 第6条第2項 社会福祉学部心理健康学科の入学定員および収容定員の追加</p> <p>2. 第42条1項 社会福祉学部心理健康学科の卒業単位数の追加</p> <p>3. 第43条第1項 社会福祉学部心理健康学科の学士の学位の追加</p> <p>4. 別表（第6条関係） 社会福祉学部心理健康学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的の追加</p> <p>5. 別表（第33条関係） 社会福祉学部心理健康学科の教育課程を追加</p> <p>6. 別表（第44条関係） 社会福祉学部心理健康学科の取得することができる国家試験受験資格および免許・資格の種類を追加</p> <p>7. 別表（第53条関係） 社会福祉学部心理健康学科の検定料、入学金および授業料の追加</p>
<p>2. 施行日を明確にするため。</p>	<p>8. 附則の追加</p>

変更部分の新旧比較対照表

条項	種類	変更前					変更後																		
第6条第2項	追加	学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員														
		社会福祉学部	社会福祉学科	120人	5人	490人	社会福祉学部	社会福祉学科	120人	5人	490人														
								心理健康学科	80人	二	320人														
第42条第1項	追加						社会福祉学部 <u>心理健康学科</u> 基礎教養科目群 10単位以上 保健医療福祉教養科目群および保健医療福祉連携科目群 14単位以上 専門基礎科目群 42単位以上 専門専攻科目群 62単位以上 合計 128単位以上																		
第43条第1項	追加						社会福祉学部 学士(心理学)																		
附則	追加						附則 1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。																		
別表(第6条関係)	変更	社会福祉学部	社会福祉学部は、福祉社会の構築に必要な専門的な知識と人間を理解するための幅広い教養、専門的な知識に根ざした思考力と判断力を養成する。また、福祉社会の構成要素の動向に関心をもち、福祉増進のための課題をとらえる意欲と、人間の多様な生き方や個性、自己表現の方法を多角的に理解し、人権と人格を尊重する態度を涵養する。さらに、社会福祉専門職としての問題解決能力と、対象となる個人や集団と良好な関係を築き、同僚や関連職種・機関と連携できる能力を育成する。				社会福祉学部	社会福祉学部は、福祉社会の構築に必要な専門的な知識と人間を理解するための幅広い教養、専門的な知識に根ざした思考力と判断力を養成する。また、福祉社会の構成要素の動向に関心をもち、福祉増進のための課題をとらえる意欲と、人間の多様な生き方や個性、自己表現の方法を多角的に理解し、人権と人格を尊重する態度を涵養する。さらに、社会福祉専門職としての問題解決能力と、対象となる個人や集団と良好な関係を築き、同僚や関連職種・機関と連携できる能力を育成する。																	
		社会福祉学科					社会福祉学科	社会福祉学科は、福祉社会の構築に必要な専門的な知識と人間を理解するための幅広い教養、専門的な知識に根ざした思考力と判断力を養成する。また、福祉社会の構成要素の動向に関心をもち、福祉増進のための課題をとらえる意欲と、人間の多様な生き方や個性、自己表現の方法を多角的に理解し、人権と人格を尊重する態度を涵養する。さらに、社会福祉専門職としての問題解決能力と、対象となる個人や集団と良好な関係を築き、同僚や関連職種・機関と連携できる能力を育成する。																	
							心理健康学科	心理健康学科は、心理学及び心身の健康に関する専門的な知識と人間を理解するための幅広い教養、専門的な知識を用いて課題を発見し、解決する思考力と判断力を養成する。また、人間と社会の諸問題にたえず関心を寄せ、あくなき探求心と豊かな共感性を有し、積極的なリーダーシップと行動力で、問題解決に取り組むことができる態度を涵養する。さらに、豊かな人間性と倫理観を有し、人類と社会の調和的発展とウェルビーイングに貢献できる能力を育成する。																	
別表(第33条関係)	追加						(次ページに記載)																		
別表(第44条関係)	追加						学部	学科	免許・資格																
							社会福祉学部	心理健康学科	公認心理師国家試験受験資格																
							17 公認心理師国家試験受験資格を得ようとする者は、文部科学大臣および厚生労働大臣指定の科目を修得し卒業後、養成課程のある大学院等を修了しなければならない。																		
別表(第53条関係)	追加						社会福祉学部 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>社会福祉学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>心理健康学科</td> </tr> <tr> <td>入学検定料</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>入学金</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>830,000円</td> </tr> <tr> <td>施設設備金</td> <td>280,000円</td> </tr> <tr> <td>実験実習料</td> <td>40,000円</td> </tr> </table>						社会福祉学科		心理健康学科	入学検定料	35,000円	入学金	250,000円	授業料	830,000円	施設設備金	280,000円	実験実習料	40,000円
	社会福祉学科																								
	心理健康学科																								
入学検定料	35,000円																								
入学金	250,000円																								
授業料	830,000円																								
施設設備金	280,000円																								
実験実習料	40,000円																								

変更部分の新旧比較対照表

別表（第33条関係）の新旧対照表

変更前		変更後					
(新規)	社会福祉学部 心理健康学科						
	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
	基礎ゼミ	1	1				
	情報処理Ⅰ	1	1				
	情報処理Ⅱ	1	1				
	情報処理Ⅲ	2		1			
	英語Ⅰ	1	1				
	英語Ⅱ	1	1				
	アカデミック英語Ⅰ	2・3・4		1			
	アカデミック英語Ⅱ	2・3・4		1			
	アカデミック英語Ⅲ	2・3・4		1			
	韓国語Ⅰ	1・2		1			
	中国語Ⅰ	1・2		1			
	スペイン語Ⅰ	1・2		1			
	ドイツ語Ⅰ	1・2		1			
	韓国語Ⅱ	2・3		1		Iを履修していること	
	中国語Ⅱ	2・3		1			
	スペイン語Ⅱ	2・3		1			
	ドイツ語Ⅱ	2・3		1			
	日本語表現法Ⅰ	1		1			
	日本語表現法Ⅱ	1		1			
	スポーツ・健康	1	1				
	スポーツ・実践	2・3・4		1			
	哲学	1		1			
	倫理学	1		1			
	ジェンダー論	1		1			
	科学論	1		1			
	情報科学	1		1			
	研究プロジェクト演習Ⅰ	1		1			
	研究プロジェクト演習Ⅱ	2		1			
	研究プロジェクト演習Ⅲ	2		1			
	研究プロジェクト演習Ⅳ	3		1			
	研究プロジェクト演習Ⅴ	3		1			
	研究プロジェクト演習Ⅵ	4		1			
	小計			6	26	0	
	卒業要件：10単位以上						
	基礎 教養 科目 目群	ボランティアの世界	1		1		
		コミュニケーション学入門	1		1		
		対人コミュニケーション論	1		1		
		心理学の世界	1		1		
		人間を知る	1		1		
		命の倫理	1		1		
		QOLの世界	1		1		
		こどもの世界	1		1		
		アスリートの世界	1		1		
		臨床医の世界	1		1		
加齢と身体		1		1			
食を楽しむ		1		1			
眼の神秘		1		1			
義肢装具の世界		1		1			
新潟学		1		1			
国際保健の世界		1		1			
国民の生活と健康を支える仕組み		1		1			
現代社会と経済		1		1			
法学Ⅰ		1		1			
法学Ⅱ		1		1			
臨床の哲学		1		1			
臨床技術の世界		1		1			
留学の魅力		1		1			
シティズンシップ教育入門		1		1			
放射線の基礎と人体への影響		1		1			
新潟水俣病の理解		1		1			
統計入門		1		1			
一次救命処置法		1		1			
東洋医学的養生		1		1			
自然人類学概論		1		1			
データサイエンス概論		1		1			
比較認知科学の世界		1		1			
アカデミック・ライティング		1		1			
小計			0	33	0		
保健 医療 福祉 連携 科目 目群	連携基礎ゼミ	2	1				
	チームアプローチ入門	1		1			
	保健医療福祉連携学	2・3		1			
	地域連携学	3		1			
	連携総合ゼミ	3・4		1			
	社会連携実践演習Ⅰ	1・2・3・4		1			
	社会連携実践演習Ⅱ	1・2・3・4		1			
小計		1	6	0			
卒業要件：14単位以上							

変更前	変更後					
	社会福祉学部 心理健康学科 (つづき)					
	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
	心理学概論 I	1	2			
	心理学概論 II	1	2			
	臨床心理学概論	2		2		
	運動心理学概論	1		2		
	心理学研究法 I	1		2		
	心理学研究法 II	2		2		
	心理学統計法 I	1		2		
	心理学統計法 II	2		2		
	心理学基礎実験	2	2			
	心理学実験	3	2			
	比較認知科学	1		2		
	記憶の科学	3		2		
	ストレスと脳	1		2		
	脳とこころ	1		2		
	心理プログラミング	3		2		
	精神医学	2		2		
	メンタルトレーニング	2		2		
	スポーツ心理臨床	2		2		
	コーチングの心理	3		2		
	スポーツ心理学	2		2		
	競技スポーツの心理学	3		2		
	スポーツカウンセリング	2		2		
	アダプテッドスポーツ論	2		2		
	社会福祉概論	1		2		
	精神保健学	2		2		
	介護概論	3		2		
	高齢者福祉論 I	2		2		
	高齢者福祉論 II	2		2		
	児童家庭福祉論 I	3		2		
児童家庭福祉論 II	3		2			
障害者福祉論 I	3		2			
障害者福祉論 II	3		2			
小計	—	8	56		卒業要件：42単位以上	

変更前	変更後					
	社会福祉学部 心理健康学科(つづき)					
	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専 門 専 攻 科 目 群	感覚・知覚心理学	2		2		
	認知・言語心理学	2		2		
	学習心理学	3		2		
	感情・人格心理学	2		2		
	神経心理学	2		2		
	進化・生理心理学	3		2		
	発達心理学	2		2		
	教育・学校心理学	3		2		
	青年心理学	3		2		
	健康・医療心理学	2		2		
	福祉・家族心理学	2		2		
	障害心理学	3		2		
	社会心理学	2		2		
	集団心理学	2		2		
	産業・組織心理学	3		2		
	心理的アセスメント	2		2		
	心理学的支援法	2		2		
	司法・犯罪心理学	3		2		
	人体の構造と機能及び疾病	3		2		
	精神疾患とその治療	2		2		
	関係行政論	3		2		
	公認心理師の職責	3		2		
	認知脳科学概論	3		2		
	神経生理学	3		2		
	生熊心理学	3		2		
	心理療法各論A(認知行動療法)	2		2		
	心理療法各論B(力動的心理学療法)	3		2		
	心理療法各論C(自然体験療法)	3		2		
	司法精神医療	3		2		
	ブリーフ・セラピー	3		2		
	プロセスワーク	2		2		
	教育相談論	3		2		
	学校臨床心理学	3		2		
	精神分析学	2		2		
	発達と障害児の心理	2		2		
	健康・医療におけるコミュニケーション論	2		2		
	運動学習論	3		2		
	健康運動心理学	2		2		
	ダンス・セラピー	3		2		
	ボディワーク	2		1		
	キャンプ・カウンセリング	2		1		
	心理健康科学特別講義A	2・3・4		1		
	心理健康科学特別講義B	2・3・4		1		
	心理健康科学特別講義C	2・3・4		1		
	心理演習	3		1		
心理実習 I	4		1			
心理実習 II	4		1			
インターンシップ実習	3		1			
心理健康基礎ゼミ	2	1				
専門ゼミ I	3	1				
専門ゼミ II	3	1				
卒業研究A	4	3				
卒業研究B	4	3				
	小計	—	9	87	0	卒業要件：6 2 単位以上
	合計	—	24	208	0	卒業要件：4 年以上在学し、かつ1 2 8 単位以上取得

新潟医療福祉大学教授会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学学則（以下「学則」という。）第10条の規定に基づき、新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）に置く教授会の組織、運営等について定める。

(設 置)

第2条 学則第10条第1項の規定に基づき、本学に教授会を置く。

(構 成)

第3条 教授会は、学則第10条第2項の規定に基づき、全学部の専任の教授をもって構成する。

- 2 同条同項のただし書きにより、その他の教職員を加える場合に当たっては、准教授及び講師を構成員とする。
- 3 助教及び助手は、準構成員とする。
- 4 前項による取扱いは教授会に諮り、総務会の議を経て学長が決定する。

(審議事項)

第4条 教授会は、学則第10条第3項に定める次の重要事項について、学長が決定を行うに当たり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業に関すること
 - (2) 学位の授与に関すること
 - (3) 教育・研究の基本方針に関すること
 - (4) 教育課程及び履修方式に関すること
 - (5) 学生の指導、賞罰及び除籍に関すること
- 2 教授会は、学則第10条第4項の規定に基づき、前項各号に掲げるもののほか、学長及びその他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議する。
- 3 教授会は、学則第10条第5項の規定に基づき、前2項で審議した事項について、学長等の求めがあった場合、その結果を学長等に意見として述べるができる。

(会 議)

第5条 教授会に議長を置き、副学長をもって充てる。ただし、やむを得ない事故があるときは、あらかじめ副学長の指名した者がその職務を代行する。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 教授会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、議長が必要と認めた場合は、臨時に会議を招集することができる。
- 4 教授会構成員の3分の1以上が開催を要求したときは、議長は教授会を招集しなければならない。

(会議の成立要件)

第6条 教授会は、構成員（授業中、止むを得ない理由による学生指導中、海外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(代議員会)

第7条 教授会は、教授会に属する一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

2 前項の代議員会の組織運営については、教授会に諮り、総務会の議を経て学長が定める。

(委 任)

第8条 教授会は、次に掲げる審議事項について、代議員会に委任することができる。

(1) 学生の入学、卒業に関すること

(2) 学位の授与に関すること

2 その他代議員会に委任することができる審議事項については、教授会に諮り、総務会の議を経て学長が定めることができる。

3 教授会は、代議員会に対してその審議結果等の報告を求めるものとする。

(議事の議決)

第9条 議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 教授会は、代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(委員会の設置)

第10条 教授会は、専門の事項について審議する必要があるときは、専門的知見を持った教員から構成される委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の組織運営については、教授会の議を経て学長が定める。

(構成員以外の出席)

第11条 議長は、必要があるときは教授会の決定により教授会に加える者以外の者を出席させ、報告又は意見を求めることができる。

(議事の記録)

第12条 教授会の議事の要旨を記録して、次回の定例教授会で確認を得るものとする。

(庶 務)

第13条 教授会に関する事務並びに議事要旨の作成及び保管は、議長の指示に基づき、事務局総務部総務課が行う。

(改 正)

第14条 この規程の改正は、教授会に諮り、総務会の議を経て学長が行う。

(雑 則)

第15条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要なことは、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年7月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。